

地方独立行政法人堺市立病院機構ハラスメントの防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）におけるハラスメントの防止のための措置及びハラスメントが生じた場合の対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント 他の職員及び法人と関わりのある職員以外の者（以下「利害関係者」という。）の人格若しくは尊厳を害し、他の職員及び利害関係者に精神的若しくは身体的に苦痛を与え、又は他の職員及び利害関係者に不利益若しくは勤務意欲の低下をもたらす職員の不適切な言動をいう。
- (2) 職員 法人に勤務する常勤職員、契約職員、研修医等、嘱託職員、パートタイマー職員及び派遣労働者をいう。
- (3) 利害関係者 職員又は法人と職務上又は契約上の関係を有する者、法人へ就職活動中の者（インターンシップ中の者及び内定者等を含む。）及び法人における研修又は教育実習中にある者をいう。
- (4) 職場 職員又は利害関係者が業務を遂行する場所をいう。

(ハラスメントの禁止)

第3条 役員及び職員は、ハラスメントを行ってはならない。

(法人の責務)

第4条 法人は、職場におけるハラスメントの防止等に関し雇用管理上の必要な措置を講じなければならない。

(所属長等の責務)

第5条 職員又は利害関係者を管理監督する立場にある者は、職場におけるハラスメントの防止等に努めなければならない。

(ハラスメント通報・相談窓口)

第6条 法人に、ハラスメント通報・相談窓口を置き、内部統制室が担当する。

(ハラスメント防止委員会)

第7条 法人に、ハラスメントに関する事項を審議するため、ハラスメント防止委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、法人が別に定める。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 法人は、職員又は利害関係者のハラスメントに関する相談、協力又はその他の正当な行為を理由に雇用管理上の不利益な取扱いをしてはならない。

(調査)

第9条 法人は、職員又は利害関係者からのハラスメントの相談に関し事実関係の確認又は調査が必要と認めたときは、当事者又は関係者からの聴き取り等を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第10条 法人は、前条の調査を踏まえ、是正措置、検証を含めた再発防止及びハラスメントを受けた当該職員又は利害関係者のケア等の必要な対策を講じる。

(事務)

第11条 ハラスメントの防止等に関する事務は、内部統制室で行う。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

この要綱は、令和元年1月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。